

事業主 各位

北海道労働局長登録教習機関
 登録番号 北労安教第15号
 (公社)北海道労働基準協会連合会
 函館支部
 (函館労働基準協会内)

玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法61条（安衛施行令第20条16号、クレーン則221条）では、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者など法定の資格を有した者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 講習及び修了試験日時

| 実施日(曜日) | 時 間 | 科目(講習内容) |
|------------------------|---------------|----------------------------|
| 1日目 | 開講時間 8時50分 | (昼食時間12時10分～13時00分) |
| 令和6年4月24日(水曜日) (学科) | 9時00分～12時10分 | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識(3時間) |
| | 13時00分～17時10分 | クレーン等に関する知識(1時間) |
| | | クレーン等の玉掛けの方法(3時間) |
| 2日目 | 開講時間 8時50分 | (昼食時間12時10分～13時00分) |
| 令和6年4月25日(木曜日) (学科) | 9時00分～14時10分 | クレーン等の玉掛けの方法(4時間) |
| | 14時10分～15時10分 | 関係法令(1時間) |
| | 15時10分～16時10分 | 学科修了試験(1時間) |
| | 3日目 | 開講時間 8時20分 |
| 令和6年4月26日(金曜日) (実技) | 8時30分～9時30分 | クレーン等の運転のための合図(1時間) |
| | 9時30分～16時00分 | クレーン等の玉掛け(6時間) |
| | 16時00分～17時00分 | 実技修了試験(1時間) |

注： 1日目 学科科目「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」3時間免除の15時間コース受講者は講習開始時間13時00分の学科科目「クレーン等に関する知識」から受講して下さい。

※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。

2 受講資格区分及び講習科目・時間

| 受講資格区分 | 学科 | | | | 実技 | | 合計時間 |
|--|---------|-------|--------|------|-----------|----------|---------------------|
| | クレーンの知識 | 力学の知識 | 玉掛けの方法 | 関係法令 | クレーン等の玉掛け | 運転のための合図 | |
| 全科目受講者 | 1 | 3 | 7 | 1 | 6 | 1 | 19 |
| クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置、クレーン、デリックの運転士免許を受けた者。小型移動式クレーン、床上操作式クレーン運転技能講習修了証を受けた者（運転士免許証・技能講習修了証） | 1 | 免除 | 7 | 1 | 6 | 免除 | 15 学科科目 3時間免除 |
| 安全衛生施行令 第20条第6号若しくは第7号の業務又は 労働安全衛生規則 第36条第6号、第15号から第17号までの業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者(実務経験証明、特別教育修了証) | 1 | 3 | 7 | 1 | 6 | 免除 | 18 |
| つり上げ荷重、制限荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置で玉掛けの補助作業又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験者（実務経験証明） | 1 | 3 | 6 | 1 | 4 | 1 | 16 |
| 玉掛け特別教育修了者で、つり上げ荷重、制限荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6ヵ月以上従事した経験者（特別教育修了証、実務経験証明） | 1 | 3 | 6 | 1 | 4 | 免除 | 15 |

(註) 1. 労働安全衛生法施行令20条の業務

第6号：つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務

第7号：つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

2. 労働安全衛生規則36条の業務

第6号：制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務

第15号：つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務(移動式クレーンを除く)

：つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務(")

第16号：つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

第17号：つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務

3. 鉱山における移動式クレーンの運転の業務経験に係る科目免除については、(公社)北海道労働基準協会連合会又は函館支部にご照会ください。

3 講習会場：学科 檜山地域人材開発センター運営協会 (桧山郡江差町字南が丘7-172)
実技 同上

4 受講料：19時間コース 26,400円(税込)
18時間コース 25,850円(税込)
16時間コース 24,750円(税込)
15時間コース 24,200円(税込)

受講料のほかに、テキスト代1,705円(税込)が必要です。

講習当日欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

5 締め切り：定員10名に達し次第締め切ります。

6 申込方法：別添の受講申込書に受講料を添え、(一社)檜山地域人材開発センター運営協会
〒043-0061 桧山郡江差町字南が丘7-172 TEL0139-52-0160 へお申し込み下さい。

郵送による場合は、現金書留をご利用ください。

受講料をお振込みの場合は、次の口座をご使用下さい。

【口座名】(一社)檜山地域人材開発センター運営協会 会長 田畑昌伸

【金融機関】北洋銀行江差支店

【口座番号】(普通)0144863

7 添付書類：講習科目の一部免除を希望される方は、申込書に講習科目の一部免除者であることを確認できる運転士免許証、技能講習修了証、特別教育修了証の写しを添付し、実務経験証明を必要とする方は、受講申込書に記載して下さい。
写真は、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したものを2枚(30×24mm)
[デジタルはフォト専用紙に印刷したものに限り]裏面に氏名を記入。

8 修了証：学科及び実技について修了試験を行い、合格者には、「玉掛け技能講習修了証」を交付いたします。

9 その他：受講の際は、受講票及び筆記用具(鉛筆HB以上、消しゴム)を必ずご持参下さい。
実技会場は屋外です。

ヘルメット、安全靴、軍手、長袖作業服の着用下さい。

雨具、合羽、防寒着の用意下さい。

講習当日の科目免除は受けません、申込の際に申請して下さい。

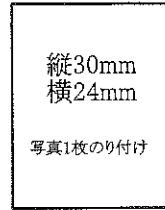
以上

玉掛け技能講習受講申込書

受講地 () 受講日程 () 19Hコース 18Hコース 16Hコース 15Hコース

(注) 該当するコースに○を付けて下さい。

| | | | |
|---------------------------------------|-------|---|-----|
| ふりがな | | | |
| 氏名 | | | |
| 旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有・無 | | | |
| 併記を希望する氏名又は通称 | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 日 |



正面无帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

楷書で正確に書いて下さい。

| | | | | | |
|---|---|----------------------------------|-----------|------|---|
| 現住所 | 〒 | | 携帯 | | |
| | | | TEL | | |
| 勤務先 | 〒 | | TEL | | |
| | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | FAX | | |
| 講習科目の一部免除希望の範囲 (数字を○で囲む) | 1. クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 2. クレーン等の運転のための合図 | | | | |
| 所持する運転士免許証又は技能講習修了証 (数字を○で囲む) | 1. クレーン・デリック運転士免許 | | | | |
| | 2. 移動式クレーン運転士免許 | | | | |
| | 3. 揚貨装置運転士免許 | | | | |
| | 4. クレーン運転士免許又はデリック運転士免許 | | | | |
| | 5. 床上操作式クレーン運転技能講習 | 修了 | 年 月 日 | 交付番号 | 号 |
| | 6. 小型移動式クレーン運転技能講習 | 修了 | 年 月 日 | 交付番号 | 号 |
| | 7. 18Hコース (経過措置特例講習受講、特別教育修了者) 15Hコース (特別教育修了者) | 修了 | 年 月 日 | 交付番号 | 号 |
| | | | 交付機関名 () | | |
| クレーン等の運転及び玉掛け業務 (補助作業) 実務経験証明 | ① つり上げ荷重が5トン以上のクレーン又はつり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの特別教育修了者で、運転業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。 | | | | |
| | 作業・業務の種類 | H2. 9. 3クレ則付則第3条の経過措置者 (特例講習受講者) | | | |
| | | 18Hコース | | | |
| | ② 制限荷重が5トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5トン未満のクレーン (移動式を除く)・デリック、又はつり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、若しくはつり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ (移動式を除く)の運転業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。 | | | | |
| | 作業・業務の種類 | 安衛則36条6、15~17の業務 (特別教育修了者) | | | |
| | | 18Hコース | | | |
| | ③ ① 玉掛け技能講習修了者の指揮の下で、つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業の業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。 | | | | |
| | ② 制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。 | | | | |
| | 作業・業務の種類 | 講習規程第4条第1項 | | | |
| | | 16Hコース | | | |
| ④ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛けの業務に 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月従事した経験を有します。 | | | | | |
| 作業・業務の種類 | 講習規程第4条第2項 (特別教育修了者) | | | | |
| | 15Hコース | | | | |
| 上記の記載内容に相違ないことを証明します。 (注) 事業者印は職を表す印を押印 (個人印は不可) | | | | | |
| 事業場所在地 事業場の名称 事業者職氏名 | | | | | |



(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付して下さい。

年 月 日
(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

| | |
|-------|--|
| ※受講番号 | |
|-------|--|

| | |
|------------------|-------|
| ※講習科目免除希望・免除資格確認 | |
| 支 部 | 年 月 日 |
| 本 部 | 年 月 日 |

- (注) 1. ※欄は記入しないで下さい。
 2. 運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証を持っている方は写しを裏面に貼付して下さい。
 3. 実務経験証明書欄の「作業・業務の種類」には、クレーン等の種類・トン数などを記入して下さい。
 4. 実務経験証明③の①欄の補助作業の経験については、直接指揮を受けた玉掛け技能講習修了者の方の技能講習修了証写しを裏面に貼付して下さい。
 5. 2以上の事業場の業務の経験の証明方法については(公社)北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会下さい。

| | |
|----------------|-------------------------|
| 修了証 (受講票) の送り先 | 1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 () |
|----------------|-------------------------|

玉掛け技能講習日程時間割表

日 時 令和6年4月24日(水)～4月26日(金) 3日間

場 所 檜山地域人材開発センター運営協会(桧山郡江差町字南が丘7-172)
(実技)同上

[第1日目] : 4月24日(水)]

| 時 間 | 講習時間 | 科 目 | 講 師 |
|-------------|------|-----------------------|--------|
| 8:50～9:00 | 10分 | オリエンテーション | 副実施管理者 |
| 9:00～10:30 | 90分 | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 | 佐藤勝之 |
| 10:30～10:40 | 10分 | 休憩 | |
| 10:40～12:10 | 90分 | クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 | 同上 |
| 12:10～13:00 | 50分 | 休憩 | |
| 13:00～14:00 | 60分 | クレーン等に関する知識 | 同上 |
| 14:00～15:00 | 60分 | クレーン等の玉掛けの方法 | 同上 |
| 15:00～15:10 | 10分 | 休憩 | |
| 15:10～17:10 | 120分 | クレーン等の玉掛けの方法 | 同上 |

[第2日目] : 「4月25日(木)」

| | | | |
|-------------|-----|--------------|--------|
| 9:00～10:30 | 90分 | クレーン等の玉掛けの方法 | 佐藤勝之 |
| 10:30～10:40 | 10分 | 休憩 | |
| 10:40～12:10 | 90分 | クレーン等の玉掛けの方法 | 同上 |
| 12:10～13:00 | 50分 | 休憩 | |
| 13:00～14:00 | 60分 | クレーン等の玉掛けの方法 | 同上 |
| 14:00～15:00 | 60分 | 関係法令 | 同上 |
| 15:00～15:10 | 10分 | 休憩 | |
| 15:10～16:10 | 60分 | 学科修了試験 | 副実施管理者 |

[第3日目] : 「4月26日(金)」

| 時 間 | 講習時間 | 科 目 | 講 師 |
|-------------|------|---------------|------|
| 8:30～9:30 | 60分 | クレーンの運転のための合図 | 橋達正光 |
| 9:30～12:30 | 180分 | クレーン等の玉掛け | 同上 |
| 12:30～13:00 | 30分 | 休憩 | |
| 13:00～16:00 | 180分 | クレーン等の玉掛け | 同上 |
| 16:00～17:00 | 60分 | 実技修了試験 | 同上 |